

第41回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年11月24日(金) 午後1時20分から午後2時55分

開催場所 姫路市役所 北別館 403会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡 溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田藤仁志	出席	○	
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席	○	
8	三木輝男	出席		
9	田中 博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田 誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 畑地転換届について
- 報告第6号 県許可案件の許可状況について

(令和2年11月24日 午後1時20分)

議長 それでは只今から、第41回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田原委員と尾川委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1～P5)を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が1件、非農地確認申請が20件提出されております。

農地確認です。

調整区域の豊富町豊富の田229㎡につきまして、京都府宇治市の■■■■より、「■■■■計画が中止となり、引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は、「田」となっております。

続きまして、非農地確認です。

1番、2番、5番が市街化区域の案件、11番から17番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番です。

東今宿三丁目の田104㎡につきまして、今宿五丁目の[]より、「平成10年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

2番です。

北今宿三丁目の田108㎡につきまして、北今宿三丁目の[]より、「昭和43年以前より、進入道路として利用している」との申請です。

3番です。

六角の畑671㎡につきまして、六角の[]より、「平成10年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

六角の畑1,014㎡につきまして、六角の[]より、「昭和60年以前より山林となっている」との申請です。

5番です。

青山三丁目の田畑7筆計2,280㎡につきまして、大阪市の[]より、「平成10年以前より、工場及び倉庫の敷地として利用している」との申請です。

6番です。

石倉の田224㎡につきまして、石倉の[]より、「平成12年以前より、山林となっている」との申請です。

7番です。

石倉の田3筆計693㎡につきまして、石倉の[]より、「平成12年以前より、山林となっている」との申請です。

8番です。

石倉の田119㎡につきまして、石倉の[]より、「平成12年以前より、山林となっている」との申請です。

9番です。

相野の畑7.5㎡につきまして、相野の[]より、「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

10番です。

林田町山田の田2筆計93㎡につきまして、林田町山田の[]より、「平成10年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

11番です。

夢前町糸田の畑185㎡につきまして、夢前町糸田の[]より、「平成10年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

12番です。

夢前町杉之内の田畑2筆計146㎡につきまして、夢前町杉之内の[]より、「平成10年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

13番です。

夢前町山之内の畑199㎡につきまして、夢前町山之内の[]より、「平成10年以前より、倉庫敷地及び露天資材置場として利用している」との申請です。

14番です。

夢前町護持の畑274㎡につきまして、夢前町護持の[]より、「平成5年以前より、原野となっている」との申請です。

15番です。

夢前町護持の畑592㎡につきまして、辻井二丁目の[]より、「平成5年以前より、山林となっている」との申請です。

16番です。

夢前町護持の畑326㎡につきまして、夢前町護持の[]より、「平成5年以前より、山林となっている」との申請です。

17番です。

夢前町筋野の田349㎡につきまして、岡山県瀬戸内市の[]より、「昭和57年以前より、倉庫敷地として利用しており、現在は倉庫を取り壊し更地となっている」との申請です。

18番です。

飾東町塩崎の畑304㎡につきまして、飾東町塩崎の[]より「昭和28年より、住宅敷地として利用している」との申請です。

19番です。

豊富町豊富の畑62㎡につきまして、豊富町豊富の[]より「平成10年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

20番です。

香寺町恒屋の畑49㎡につきまして、明石市の[]より「平成8年以前より、山林となっている」との申請です。

以上、農地確認1件、非農地確認20件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

なければ、議案第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第2号(P6~P9)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、26件の申請が提出されております。

3番、4番、11番、17番、18番が都市計画区域外の案件、12番から15番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番から10番が現在耕作面積0㎡の方の案件、11番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、12番以降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

15番と23番を除いて、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておらず、譲受人・借人はいずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当していません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約300m、2番が約350m、5番が約6km、6番が約12km、7番から10番が家の隣と約3.3kmから約4.9km、16番が約8km、18番が約800m、19番が約760m、21番が約1.8kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

実法寺の[]が、実法寺の田1, 520㎡については、実法寺の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、

打越の田2筆計1, 934㎡については、本町の[]より「使用貸借権で借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 454㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

3番4番です。

夢前町山富の[]が、夢前町山富の田2筆計2, 412㎡については、夢前町玉田の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、

夢前町山富の田856㎡については、夢前町玉田の[]より「使用貸借権で借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3, 000㎡を超える3, 268㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

なお、1番から4番につきまして、北西部地区農政協議会におきましては、『地元農区長に確認したところ、耕作実績が十分に認められるため、事情聴取は不要』との意見となっております。

5番です。

豊富町神谷の田2筆計4, 432㎡につきまして、香寺町中仁野の[]が、[]豊富町神谷の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,432㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

6番です。

船津町の田2筆計4, 201㎡につきまして、加西市の[]が、[]船津町の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,201㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

7番から10番です。

香寺町中仁野の[]が、山田町牧野と香寺町中仁野の田畑4筆計2,411㎡につきましては、網干区新在家の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、

船津町の田1, 202㎡につきましては、船津町の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,613㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」「野菜」となっております。

なお、5番から10番につきまして、北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

11番です。

夢前町寺の田2筆計2, 815㎡につきまして、夢前町寺の[]が、夢前町寺の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える5,685㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

12番です。

白浜町の田計4筆88,21㎡につきまして、白浜町の[]が、東京都世田谷区の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、2,475㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」「花」となっております。

13番14番です。

北今宿三丁目の田2筆計1,084㎡と北今宿三丁目の田2筆計1,278㎡につきまして、共有者である北今宿三丁目の[]と、北今宿二丁目の[]が、それぞれの持分1/2を「交換したい」との共有者間の所有権の持分移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、1,084㎡に、

の耕作面積は、1, 278㎡になる予定です。
作付作物は、「野菜」となっております。

16番です。

網干区坂出の畑165㎡につきまして、網干区坂出のが、
網干区坂出のより、「購入したい」との所有権移転の申請で
す。

申請地はの耕作地であるため、の耕作面積に
変更はありません。

作付作物は、引き続き「野菜」となっております。

16番です。

吉写の田928㎡につきまして、南畝町二丁目のが、中地
のより「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は5, 103㎡になる
予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

17番です。

夢前町古知之庄の田334㎡につきまして、夢前町古知之庄の
が、明石市のより「購入したい」との所有権移転の申請で
す。

この件許可されますと、の耕作面積は4, 335㎡になる予
定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

18番です。

安富町安志の田895㎡につきまして、安富町長野のが、
安富町安志のより「購入したい」との所有権移転の申請で
す。

この件許可されますと、の耕作面積は9, 202㎡になる
予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

19番です。

御国野町深志野の田948㎡につきまして、花田町上原田の
が、御国野町深志野のより「購入したい」との所有権移転
の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は、10, 611㎡にな
る予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

20番です。

別所町別所の畑208㎡につきまして、別所町別所のが、
別所町別所のより「購入したい」との所有権移転の申請で
す。

この件許可されますと、の耕作面積は、3, 809㎡にな
る予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

21番です。

別所町佐土の田2筆計1, 024㎡につきまして、御国野町国分寺の
が、別所町佐土新のより「購入したい」との所

有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、51,170㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

22番です。

飾東町北山の田1,567㎡につきまして、飾東町北山の[]が、飾東町北山の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、9,423㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

23番です。

豊富町豊富の田2筆計2,437㎡につきまして、豊富町豊富の[]が、香寺町中寺の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

申請地のうち611番は、[]の耕作地で、[]の農家台帳に現在記載があるため、この件許可されますと、[]の耕作面積は、53,603㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

24番です。

船津町の田399㎡につきまして、船津町の[]が、日出町三丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、3,499㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

25番です。

山田町西山田の田3筆計6,295㎡につきまして、山田町西山田の[]が、山田町西山田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、12,452㎡になる予定です。

作付作物は、[]が「水稲」、[]が「柿」「みかん」となっております。

以上、1番から4番が「耕作実績が十分に認められるため、事情聴取は不要」との北西部地区農政協議会の意見、

5番から10番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との北東部地区農政協議会の意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請25件40筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

大塚委員

1番、2番の案件は、どちらも親戚関係で、譲受人は、従前より農地を借りて野菜づくりをされていることは地元農区長からも確認しております。

また、3番、4番の案件も、既に譲受人は農地を借りて野菜づくりされており、[]も全面的にバックアップされるようです。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、5番から10番が事情聴取、その外については承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

次、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号（P10）を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は1件提出されております。

都市計画区域外の夢前町糸田の田133㎡につきまして、夢前町糸田の[]が「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっておりますが、一部がすでに駐車場となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」については該当がなく、「一体として事業に供する土地の利用見込み」についても該当がありません。

「事業内容」につきましては、普通車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

以上、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 なければ、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P11～P13）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は8件提出されており、2番から5番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、いずれも該当がありません。

1番を除いて、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

8番を除いて、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、どちらも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

相野の田3筆計1,903㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、相野の[]より「購入して、倉庫を建てたい」との転用申請です。

現況は「田」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である太市駅から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」については、隣接宅地と一体利用し、事業を行う計画となっております。

「事業内容」につきましては、床面積100.2㎡の倉庫を建築する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、[]からの融資となっております。

なお、この案件、転用面積が1,000㎡を超えているため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としましては、「許可相当」となっております。

2番です。

夢前町糸田の畑2筆計337㎡につきまして、茨城県水戸市の[]が、夢前町糸田の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっておりますが、一部が進入路として利用されており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はない

となっております。

「事業内容」につきましては、床面積96.99㎡の住宅1棟を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

3番です。

夢前町古知之庄の田畑2筆計949㎡につきまして、夢前町杉之内の[]が、夢前町塩田の[]より「購入して、露天駐車場及び駐輪場にしたい」との転用の申請です。

現況は「田」及び「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、普通車22台分の露天駐車場及び自転車33台分の駐輪場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

4番です。

夢前町護持の田261㎡につきまして、夢前町護持の[]が、夢前町護持の[]より「購入して、露天駐車場及び露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、作業用車両3台分の露天駐車場と型枠、砂利等を置くための露天資材置場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

5番です。

夢前町護持の畑476㎡につきまして、夢前町護持の[]が、夢前町護持の[]より「購入して、工場及び倉庫の敷地としたい」との転用の申請です。

現況は既に「工場及び倉庫敷地」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、申請地は既に[]が経営する[]の業務で使用する床面積328.4㎡の工場兼倉庫1棟の敷地となっております。

土地売買の費用に必要である「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番です。

林田町下橋の田1,016㎡につきまして、たつの市の[]が、林田町下橋の[]より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は既に「露天資材置場」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、[]が業務に使用する車両、足場用機材、工事用パレット及び砂利等を置くための露天資材置場となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

7番です。

豊富町豊富の田572㎡につきまして、久保町の[]が、豊富町豊富の[]より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、従業員用駐車場として、普通車35台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

8番です。

豊富町御蔭の田3筆計2,055㎡につきまして、東京都千代田区の[]が、豊富町御蔭の[]より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「休耕地」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」であると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、普通車71台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路法24条が申請予定、河川法に関する手続きが申請中となっております。

なお、この案件、転用面積が1,000㎡を超えているため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としては、「許可相当」となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請8件14筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

……。

議 長

なければ、議案第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号（P14）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

相続税等納税猶予適格者証明について、この度は1件提出されております。

井ノ口の■■■■■所有の市街化区域の農地5筆を、■■■■■が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番と2番が2筆一体利用、4番と5番も2筆一体利用で、それぞれ水稻をされるということです。3番の農地は、現在保全管理の状態ですが、今後水稻をされるということで、営農計画書を提出されております。

中南部地区農政協議会において、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納税猶予適格者証明」については許可とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号（P15）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、10月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を11月4日に実施していただきました。

当日はご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付してしておりますことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。

次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P16~P18)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、10月9日から11月5日の間に受け付けたもの、資料16頁と17頁の15件18筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P19~P24)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらにも、10月9日から11月5日の間に受け付けたもの、資料19頁から24頁の29件48筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P25~P26)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が8件で、合計11件13筆ございました。

そのうち利用権に該当するものは6件です。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P27)を説明する。
〔畑地転換届について〕

この度は、畑地転換届が1件ございました。
市街化区域の継の田558㎡につきまして、継の[]より
「八家川の水害により、水稲耕作に適さないため、埋め立てて畑として利用したい」との届出です。
現況は、「田」となっております。

以上、畑地転換届1件につきまして、担当委員より「適当である」との意見をいただいております、中南部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

畑地転換届1件1筆につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P28～P29)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、9月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

10月15日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。

本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局

特にありません。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時55分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

田 藤 仁 志

(署名委員)

尾 川 和 男
